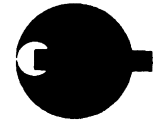


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



都 遷 平 城
1300 年
業 記 念

目次

ページ

〈選挙管理委員会告示〉

○平成十九年七月十一日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	一	○参議院(選挙区選出)議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	三	○参議院(選挙区選出)議員選挙における奈良県選挙分会の場所及び日時	五	○参議院(比例代表選出)議員選挙における奈良県選挙分会の公印及び日時	六
○平成十九年七月十一日現在における県の議会の議員の各選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二	○参議院議員通常選挙における投票用紙の様式	三	○参議院(比例代表選出)議員選挙における奈良県選挙分会の公印及び日時	五	○参議院(比例代表選出)議員選挙における奈良県選挙分会長の事務取扱場所	六
○参議院(選挙区選出)議員選挙における奈良県選挙区選挙長及びその職務を代理する者の選任	二	○参議院(選挙区選出)議員選挙における選挙運動用ピラにはるべき証紙の様式	四	○参議院(選挙区選出)議員選挙における奈良県選挙区選挙長の公印	五	○参議院(比例代表選出)議員選挙における奈良県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	七
○参議院(比例代表選出)議員選挙における奈良県選挙分会長及びその職務を代理する者の選任	二	○参議院(比例代表選出)議員選挙における政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	四	○参議院(選挙区選出)議員選挙における候補者の選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	五		
○参議院(選挙区選出)議員選挙に定めるくじを行う日時及び場所	二	○参議院(選挙区選出)議員選挙における候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所	五				

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第四十二号

平成十九年七月十一日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓 喜

五十分の一の数 一三三、三〇〇人
 四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 二六〇、八三〇人

奈良県選挙管理委員会告示第四十三号

平成十九年七月十一日現在における県の議会の議員の選挙の各選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

生駒郡選挙区	二二、二六七人
磯城郡選挙区	一三、六五四人
北葛城郡選挙区	二七、一二九人
吉野郡選挙区	一四、九三七人
山辺郡選挙区	一〇二、四六六人
奈良市	
大和高田市選挙区	一九、三五九人
大和郡山市選挙区	二五、二六三人
天理市選挙区	一八、〇七六人
高市郡	
橿原市選挙区	三七、四九九人
桜井市選挙区	一六、六九一人
五條市選挙区	一〇、二七一人
御所市選挙区	八、九八五人
生駒市選挙区	三一、五一九人
香芝市選挙区	一八、七六二人
葛城市選挙区	九、五六六人
宇陀郡	
宇陀市選挙区	一一、八八七人

奈良県選挙管理委員会告示第四十四号
 平成十九年七月二十九日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における奈良県選挙区選挙長及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。
 平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

参議院（選挙区選出）議員選挙奈良県選挙区選挙長	白井皓喜
奈良県大和高田市日之出西本町五番一〇号	
同区選挙長職務代理者	寺田重量
奈良県奈良市須川町一八九番地	

奈良県選挙管理委員会告示第四十五号

平成十九年七月二十九日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における奈良県選挙分会長及びその職務を代理する者を次のとおり選任した。
 平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

参議院（比例代表選出）議員選挙奈良県選挙分会長	白井皓喜
奈良県大和高田市日之出西本町五番一〇号	
同選挙分会長職務代理者	寺田重量
奈良県奈良市須川町一八九番地	

奈良県選挙管理委員会告示第四十六号

平成十九年七月二十九日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙の奈良県選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。
 平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

金三八、八四四、八〇〇円

奈良県選挙管理委員会告示第四十七号

平成十九年七月二十九日執行の参議院議員通常選挙において使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

一 参議院(選挙区選出)議員選挙

1 投票用紙

平成十九年執行
参議院(選挙区選出)議員選挙投票

◎ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

奈良県選挙管理委員会印

候補者氏名

2 点字用投票用紙

平成十九年執行
参議院(選挙区選出)議員選挙投票

◎ 注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

点字投票

奈良県選挙管理委員会印

候補者氏名

備考

- 一 奈良県選挙管理委員会印は、刷込式とする。
- 二 用紙は薄い黄色とし、黒色のインクで印刷するものとする。
- 三 点字用投票用紙の右上の点線枠の部分に、「選挙区」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に定められた点字により「せんきょく」と表示したものを貼付する。

二 参議院（比例代表選出）議員選挙
1 投票用紙

平成十九年執行
参議院（比例代表選出）議員選挙投票

奈良県選挙管理委員会印

注 意
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

又他の氏名は、候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
又他の氏名は、候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

2 点字用投票用紙

平成十九年執行
参議院（比例代表選出）議員選挙投票

奈良県選挙管理委員会印

注 意
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

又他の氏名は、候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
又他の氏名は、候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

備考
一 奈良県選挙管理委員会印は、刷込式とする。

二 用紙は白色とし、赤色のインクで印刷するものとする。
三 点字用投票用紙の右上の点線枠の部分に、「比例区」の文字を黒色刷りした透明シールに公職選挙法施行令別表第一に定められた点字により「ひれいく」と表示したものを貼付する。

奈良県選挙管理委員会告示第四十八号
平成十九年七月二十九日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における選挙運動のために頒布することができる公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十二条第一項第二号のビラにはらなければならない証紙の様式を、次のとおり定める。
平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井 皓 喜

平成19年執行
参議院（選挙区選出）議員選挙
選挙運動用ビラ
番 号
奈良県選管

備 考
規格 19 mm × 13 mm
紙質 55 kg タック紙

奈良県選挙管理委員会告示第四十九号
平成十九年七月二十九日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。
平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

一 日時 平成十九年七月十二日 午後六時三十分

二 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階
選挙管理委員会

奈良県選挙管理委員会告示第五十号

平成十九年七月二十九日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

一 日時 平成十九年七月十三日 午後六時

二 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階
選挙管理委員会

奈良県選挙管理委員会告示第五十一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

一 日時 平成十九年七月十四日 午前十時

二 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階
選挙管理委員会

奈良県選挙管理委員会告示第五十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

一 日時 平成十九年七月十二日 午後六時

二 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階
選挙管理委員会

奈良県選挙管理委員会告示第五十三号

平成十九年七月二十九日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における奈良県選挙区選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

一 場所 奈良市登大路町三〇番地

二 日時 平成十九年七月三十一日 午後二時

奈良県選挙管理委員会告示第五十四号

平成十九年七月二十九日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における奈良県選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

一 場所 奈良市登大路町三〇番地

二 日時 平成十九年七月三十一日 午後一時三十分

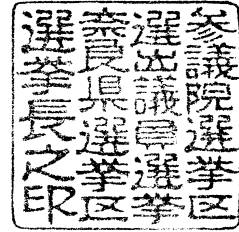
選挙長告示

参議院（選挙区選出）議員選挙奈良県選挙区選挙長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院（選挙区選出）議員選挙における奈良県選挙区選挙長の公印を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

参議院(選挙区選出) 議員選挙奈良県選挙区選挙長 白井皓喜



参議院(選挙区選出) 議員選挙奈良県選挙区選挙長告示第二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院(選挙区選出) 議員選挙における奈良県選挙区選挙長の事務は、次の場所において取り扱ふ。

平成十九年七月十二日

参議院(選挙区選出) 議員選挙奈良県選挙区選挙長 白井皓喜

平成十九年七月十二日

奈良市登大路町三〇番地

奈良県議会第二委員会室

平成十九年七月十三日以降

奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階

奈良県選挙管理委員会事務局(市町村課内)

参議院(選挙区選出) 議員選挙奈良県選挙区選挙長告示第二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院(選挙区選出) 議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定による奈良県選挙区選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

参議院(選挙区選出) 議員選挙奈良県選挙区選挙長 白井皓喜

一 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階

選挙管理委員会室

二 日時 平成十九年七月二十六日 午後六時

選挙分会長告示

参議院(比例代表選出) 議員選挙奈良県選挙分会長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院(比例代表選出) 議員選挙における奈良県選挙分会長の公印を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

参議院(比例代表選出) 議員選挙奈良県選挙分会長 白井皓喜



参議院(比例代表選出) 議員選挙奈良県選挙分会長告示第二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院(比例代表選出) 議員選挙における奈良県選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱ふ。

平成十九年七月十二日

参議院(比例代表選出) 議員選挙奈良県選挙分会長 白井皓喜

平成十九年七月十二日

奈良市登大路町三〇番地

奈良県議会第二委員会室

平成十九年七月十三日以降

奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階

奈良県選挙管理委員会事務局(市町村課内)

参議院(比例代表選出)議員選挙奈良県選挙分会長告示第三号

平成十九年七月二十九日執行の参議院(比例代表選出)議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項の規定による奈良県選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十九年七月十二日

参議院(比例代表選出)議員選挙奈良県選挙分会長 白井皓喜

一 場所 奈良市登大路町三〇番地 奈良県本庁舎四階

選挙管理委員会室

二 日時 平成十九年七月二十六日 午後六時三十分

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三條栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。